

LOGOSWARE FLIPPER サーバーSDK 利用規約

本利用規約は、ログスウェア株式会社（以下、ログスウェアという）が提供する、「LOGOSWARE FLIPPER サーバーSDK」をお客様が使用する際の条件を記した規約書です。

お客様が本ソフトウェアをインストールし、使用する場合は、本利用規約のすべての条件について同意したものとみなします。

第1条（定義）

本利用規約において「本ソフトウェア」とは、ログスウェアがお客様に提供するソフトウェア「LOGOSWARE FLIPPER サーバーSDK」とその関連資料を意味します。

第2条（使用許諾）

ログスウェアはお客様に対し、本利用規約に定める条件の下でお客様が「本ソフトウェア」を使用することのできる、非独占的使用権を許諾します。

2. お客様は「本ソフトウェア」を、論理的に一つのインスタンスのみで稼働させることができます。

第3条（利用制限）

お客様が本ソフトウェアを利用できるのは、デジタルブック化されるドキュメントの所有権をお客様自身が有している場合に限られます。

2. お客様が次の目的のために本ソフトウェアを利用することは禁じられます。

(1) 有償・無償に関わらず、第三者からの依頼および委託を請けてデジタルブック制作を行うサービスのために本ソフトウェアを使用すること

(2) お客様が使用権および著作権を持たない第三者所有のコンテンツをデジタルブック化するために本ソフトウェアを使用すること

3. 前各項に関わらず、ログスウェアとお客様の間で、別途取り決めをした場合は、その取り決めに従うものとします。

第4条（有効期間）

本ソフトウェアの有効期間は、契約締結日から1年間となります。期限以降の利用については別途更新の申請が必要となります。なお、有効期間の情報は、「商品ライセンス情報」に記載されお客様に送付されるものとします。

第5条（バージョンアップサービス）

本ソフトウェアの利用が有効の期間、ログスウェアからお客様に無償にてバージョンアップサービスが提供されます。バージョンアップサービスには、本ソフトウェアのバージョンアップ版の無償提供、不具合修復のための更新が含まれます。バージョンアップサービスの内容と条件の詳細は、「ソフトウェア製品 バージョンアップサービス約款」に記載される通りとします。

第6条（瑕疵担保責任）

OS、Web 閲覧ブラウザ、および本ソフトウェアを開発するために使われたツール類に起因する瑕疵については、ログスウェアはその責任を負わないものとします。

2. 「本ソフトウェア」に対して、将来リリースされたハードウェアやソフトウェアとの組み合わせにおける動作について、ログスウェアはその保障をしないものとします。

第7条（免責）

ログスウェアの故意または重過失がある場合を除き、「本ソフトウェア」の使用または使用不能から生ずる一切の損害に関して責任を負わないものとします。

第8条（権利関係）

「本ソフトウェア」に含まれるプログラムその他の全ての知的財産権（著作権法 27 条、28 条の権利を含む）は、ログスウェアに帰属します。

2. お客様は、本利用規約に定める条件の下で「本ソフトウェア」を使用する権利を得ます。

第9条（禁止事項）

お客様は、使用権が許諾された本利用規約の有効期間中であつ

ても、以下のことを行うことは禁止されます。

1. 「本ソフトウェア」を第3条（利用制限）に定められた範囲を超えて使用すること。
2. ログスウェアから正式に購入したライセンス数以上のサーバーで「本ソフトウェア」を使用すること。
3. 「本ソフトウェア」をバックアップ以外の目的で複製し、第三者に対して配布したり譲渡すること。
4. 「本ソフトウェア」を修正、改作、翻訳、リバースエンジニア、デコンパイル、ディスアセンブルすること、またその他の方法でソースコードの解明を試みること。
5. 「本ソフトウェア」の派生製品を開発すること。
6. 本利用規約で定められた「本ソフトウェア」使用権を販売、レンタル、リース、譲渡等すること。

第10条（許諾解除）

ログスウェアは、お客様が次の各号の一に該当したときは何らの通知催告を要せず直ちに使用許諾を解除することができるものとし、本利用規約が有効期間内に解除された場合であっても甲は乙に対する返金等の責務を負わないものとします。

1. 本利用契約書の条項に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにも拘わらず当該期間内に是正を行わないとき。
2. 自ら振り出し、または裏書した手形又は小切手が一通でも不渡となったとき。
3. 租税公課の滞納処分を受けたとき。
4. 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等、強制執行を受けたとき。
5. 破産、民事再生または会社更生の申し立てがなされたとき。
6. 解散、合併または営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき。
7. 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき。
8. 財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

第11条（準拠法等）

本利用規約は日本国の法令に準拠し、これに基づいて解釈され、本利用契約書に関する全ての紛争についての第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

第12条（機密保持）

ログスウェアおよびお客様は、本利用規約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上、その他一切の秘密を、本利用規約の有効期間はもちろん、その終了後においても、第三者に漏洩してはならないものとします。

第13条（販売の終了）

ログスウェアは、「本ソフトウェア」の販売を終了することがあります。

2. ログスウェアが「本ソフトウェア」の販売を終了した場合でも、有効期間内のバージョンアップサービスは継続されるものとします。

第14条（日本国外での利用）

お客様は、「本ソフトウェア」について日本国外へ輸出または国外で利用する場合、適用される日本及びその他の国の輸出管理に関する法令を遵守することに同意するものとします。

2. お客様が「本ソフトウェア」を日本国外へ輸出または国外で利用する場合、当該行為から生じる一切の責任はお客様が負うものとする。

3. お客様が「本ソフトウェア」を日本国外へ輸出または国外で利用した事によりログスウェアが損害を被った場合、お客様はその損害の全額を賠償するものとします。

第15条（協議）

本利用規約に定めのない事項および疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定するものとします。

以上

LOGOSWARE FLIPPER サーバーSDK 利用規約

改定

-02 : 2017 年 2 月 8 日

- ・第 7 条 「ロゴスウェアの故意または重過失がある場合を除き」を追記

-03 : 2018 年 1 月 19 日

- ・「保守サービス」→「バージョンアップサービス」へ名称変更